

みなとみらい21 中央地区都市景観形成ガイドライン 新旧対照表

現行	改正（案）																															
1 2 屋外広告物－ 2 色彩 記載なし 映像広告 ●映像広告（投影広告物含む）は、みなとみらい 2 1 街づくり基本協定の承認等と連携した協議を行います。	1 2 屋外広告物－ 2 色彩 ※基調色として使用できない色を当該広告物全体の表示面積の 1 5 %以内でアクセント的に使用することは可能。 映像広告 ●映像広告（投影広告物含む）は、以下の基準を満たすとともに、みなとみらい 2 1 街づくり基本協定の承認等と連携した協議を行います。 <table><tr><th>項目</th><th colspan="2">内容</th></tr><tr><td>協議対象</td><td colspan="2">・ 外部に向けて設置する映像広告物（投影広告物を含む）。 ・ なお、ガラス面の内側に設置されるもので、室内のレイアウト上、明らかに外向けと判断できるものは対象とする。</td></tr><tr><td>設置場所</td><td colspan="2">・ 信号機の誤認が発生しないなど、交通環境に配慮した場所に設置する。</td></tr><tr><td>設置高さ</td><td colspan="2">・ 建物低層部（高さ 10m未満（デッキがある場合は 15m未満））にのみ設置する。</td></tr><tr><td>大きさ</td><td colspan="2">・ 1 画面当たり原則 3 ㎡以下 ・ 画面の長辺と短辺を足した数値の 3 分の 1 以内にある映像装置を利用する広告物は 1 つの画面とみなし、それらの合計面積を画面の面積とする。</td></tr><tr><td>設置数</td><td colspan="2">・ 良好な景観や環境に十分配慮する。</td></tr><tr><td rowspan="6">コンテンツ</td><td>放映時間</td><td>・ 周辺に配慮した放映時間とする。</td></tr><tr><td>照度・輝度</td><td>・ まぶしすぎない明るさとする。</td></tr><tr><td>色彩</td><td>・ けばけばしい色（高彩度色）の使用はさける。</td></tr><tr><td>動き</td><td>・ 点滅や極端に激しい動きは避ける。</td></tr><tr><td>音</td><td>・ 音は原則、出さない。</td></tr><tr><td>内容</td><td>・ 地区全体で質の高い景観形成が図られるよう、周辺に配慮し、歩行者に不快な印象を与えない内容とする。</td></tr></table> ※大規模な集客施設などの用途、施設の特性上、必要があり、かつ、街のにぎわい創出に資するもので、設置位置や大きさ、コンテンツの内容等において、周辺環境や景観への十分な配慮がなされているものとして市長が認めた場合は、上記基準を超えて設置することができます。 1 2 屋外広告物－ 3 ●仮囲いに設置する広告物は、みなとみらい 2 1 街づくり基本協定の承認等と連携した協議を行います。	項目	内容		協議対象	・ 外部に向けて設置する映像広告物（投影広告物を含む）。 ・ なお、ガラス面の内側に設置されるもので、室内のレイアウト上、明らかに外向けと判断できるものは対象とする。		設置場所	・ 信号機の誤認が発生しないなど、交通環境に配慮した場所に設置する。		設置高さ	・ 建物低層部（高さ 10m未満（デッキがある場合は 15m未満））にのみ設置する。		大きさ	・ 1 画面当たり原則 3 ㎡以下 ・ 画面の長辺と短辺を足した数値の 3 分の 1 以内にある映像装置を利用する広告物は 1 つの画面とみなし、それらの合計面積を画面の面積とする。		設置数	・ 良好な景観や環境に十分配慮する。		コンテンツ	放映時間	・ 周辺に配慮した放映時間とする。	照度・輝度	・ まぶしすぎない明るさとする。	色彩	・ けばけばしい色（高彩度色）の使用はさける。	動き	・ 点滅や極端に激しい動きは避ける。	音	・ 音は原則、出さない。	内容	・ 地区全体で質の高い景観形成が図られるよう、周辺に配慮し、歩行者に不快な印象を与えない内容とする。
項目	内容																															
協議対象	・ 外部に向けて設置する映像広告物（投影広告物を含む）。 ・ なお、ガラス面の内側に設置されるもので、室内のレイアウト上、明らかに外向けと判断できるものは対象とする。																															
設置場所	・ 信号機の誤認が発生しないなど、交通環境に配慮した場所に設置する。																															
設置高さ	・ 建物低層部（高さ 10m未満（デッキがある場合は 15m未満））にのみ設置する。																															
大きさ	・ 1 画面当たり原則 3 ㎡以下 ・ 画面の長辺と短辺を足した数値の 3 分の 1 以内にある映像装置を利用する広告物は 1 つの画面とみなし、それらの合計面積を画面の面積とする。																															
設置数	・ 良好な景観や環境に十分配慮する。																															
コンテンツ	放映時間	・ 周辺に配慮した放映時間とする。																														
	照度・輝度	・ まぶしすぎない明るさとする。																														
	色彩	・ けばけばしい色（高彩度色）の使用はさける。																														
	動き	・ 点滅や極端に激しい動きは避ける。																														
	音	・ 音は原則、出さない。																														
	内容	・ 地区全体で質の高い景観形成が図られるよう、周辺に配慮し、歩行者に不快な印象を与えない内容とする。																														